

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この訓令は、人事委員会事務局における事務の円滑なる執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この訓令は、人事委員会事務局（以下「事務局」とい。）における事務の円滑なる執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(局長専決事項)</p>	<p>(局長専決事項)</p>
<p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(61) [略]</p>	<p>(1)～(61) [略]</p>
<p>(62) 行政文書の開示の決定に関すること。</p>	<p>(62) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること。</p>
<p>(63)・(64) [略]</p>	<p>(63)・(64) [略]</p>
<p>(総括課長専決事項)</p>	<p>(総括課長専決事項)</p>
<p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(11) [略]</p>	<p>(1)～(11) [略]</p>
<p>(12) <u>保存行政文書の部外に対する閲覧の許可</u>に関すること。</p>	<p>(12) <u>職員（事務局の職員を除く。）に対する行政文書の閲覧及び歴史公文書の使用の承認</u>に関すること。</p>
<p>。</p>	<p>(13) <u>行政文書及び歴史公文書の廃棄</u>に関すること。</p>
<p>(13) [略]</p>	<p>(14) [略]</p>
<p>(14) [略]</p>	<p>(15) [略]</p>
<p>(15) [略]</p>	<p>(16) [略]</p>
<p>(16) [略]</p>	<p>(17) [略]</p>
<p>(17) [略]</p>	<p>(18) [略]</p>
<p>(18) [略]</p>	<p>(19) [略]</p>
<p>(19) [略]</p>	<p>(20) [略]</p>
<p>(20) [略]</p>	<p>(21) [略]</p>
<p>(21) [略]</p>	<p>(22) [略]</p>
<p>(22) [略]</p>	<p>(23) [略]</p>
<p>(23) [略]</p>	<p>(24) [略]</p>
<p>(24) [略]</p>	<p>(25) [略]</p>
<p>(25) [略]</p>	<p>(26) [略]</p>
<p>(26) [略]</p>	<p>(27) [略]</p>
<p>(27) [略]</p>	<p>(28) [略]</p>

- (28) [略]
- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) [略]
- (40) [略]
- (41) [略]
- (42) [略]
- (43) [略]
- (44) [略]
- (45) [略]
- (46) [略]
- (47) [略]
- (48) [略]
- (49) [略]
- (50) [略]
- (51) [略]
- (52) [略]

(総務・任用担当課長専決事項)

第8条 総務・任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 行政文書及び物件の收受、配布及び発送に関すること。
- (5) 保存期間の定めのある保存行政文書の廃棄に関すること。
- (6) [略]
- (7) [略]

- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) [略]
- (40) [略]
- (41) [略]
- (42) [略]
- (43) [略]
- (44) [略]
- (45) [略]
- (46) [略]
- (47) [略]
- (48) [略]
- (49) [略]
- (50) [略]
- (51) [略]
- (52) [略]
- (53) [略]

(総務・任用担当課長専決事項)

第8条 総務・任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 行政文書及び物品の收受、配布及び発送に関すること。
- (5) [略]
- (6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。